

【医療貸付】

経営資本強化資金（資本性劣後ローン）の取り扱いについてのQ&A

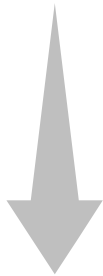



1. 本資金の融資制度及びお手続きについて

Q1 経営資本強化資金（資本性劣後ローン。以下、「本資金」という。）はどのような融資制度でしょうか。

A1 債務超過といった財務状況の悪化に加え、収益力の低下などにより厳しい経営状況に置かれている、地域で必要な医療機能を提供する病院（以下、「地域医療に欠かせない病院」という。）の財務基盤を安定させるための融資制度となります。ご融資の対象となるためには一定の要件があるため、「2. 本資金の融資制度について」をご確認ください。

Q2 本資金の融資の流れを教えてください。

A2 次のような流れになります。

①融資相談	
	<p>〈STEP1 融資対象要件事前確認〉</p> <p>✓病院機能要件の確認後、お客様への支援を行う主な民間金融機関（以下、「メインバンク等」という。）の意向を確認し、当機構 HP に掲載されている「STEP①_経営資本強化資金_融資相談票（要件確認）」の資料をご作成のうえ当機構あてご提出ください。</p> <p>〈STEP2 経営改善計画書の作成・提出〉</p> <p>✓メインバンク等の支援を受けて作成した経営改善計画書を当機構あてご提出ください。</p>
②借入申込	
	<p>✓経営改善計画書の内容について妥当性が確認でき、お客様・メインバンク等・当機構の間で合意がなされた後に借入申込書一式を送付いたします。</p>
③受理・審査	
	<p>✓ご提出いただいた書類を基にご融資の可否を決定いたします。決定後、貸付内定通知書及び契約関係書類を送付いたします。</p>
④貸付契約・資金交付	
	<p>✓契約関係書類に不備がないことを確認し、金銭消費貸借契約を締結後に資金交付いたします。</p>
⑤経営改善計画実施状況等のご報告	
	<p>✓償還期間中は定期的に経営改善計画の達成状況や決算関係書類等についてご報告いただきます。</p>

Q3 融資相談から資金交付までどのくらいの日数がかかりますか。

A3 お客様の経営状況（財務収支・償還財源等）や経営改善計画の妥当性の確認に時間を要することがあるため、必ずしも融資の実行の時期についてご希望に沿えない可能性がありますことをご留意ください。

2. 本資金の融資対象要件について

【利用対象要件】

Q4 どのような場合に本資金の融資の対象となりますか。

A4 ご融資の対象となるためには次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 医療機能要件	①医療法人等が開設する救急病院（※1） ②社会医療法人が開設する病院
(2) 財務要件	病院（医療法人等にあつては救急病院）の経営状況の悪化により、法人の財務状況が債務超過であつて二期連続赤字など業況不芳であること
(3) 経営改善計画作成の要件	メインバンク等の支援を受けて、経営改善計画を作成していること
(4) 支援継続に係る要件	償還期間中はメインバンク等からの新規融資を含めた支援の継続が確定（内諾を含む）していること
(5) 経営指導等の受諾に係る要件	償還期間中は機構を含むメインバンク等に対して経営改善計画の進捗状況を報告するとともに、メインバンク等からの経営指導を受けることを承諾すること

※1 以下のA～Cのいずれかの要件に該当している旨の都道府県知事の証明（当機構指定様式）が必要となります。

A B及びCに該当しない地域に所在する100床以上の二次救急以上の救急医療を提供する病院（※2）

B 全部過疎地（※3）に所在する二次救急以上の救急医療を提供する病院

C 所在する市町村内に、当該病院以外に病院が存在しない場合においては救急告示以上の救急医療を提供する病院

※2 「二次救急以上の救急医療を提供する病院」についてはQ10をご参照ください。

※3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、「全部過疎」の指定を受けている市町村

Q5 医療機能については、要件に該当する救急病院を開設する医療法人等であること等が要件となっていますが、地域の医療提供の実情を踏まえた形で、今後、拡充していく予定はありますか。

A5 医療機能要件については、まずは、上記 A4 記載の、AからCまでのいずれかの要件に該当する救急病院を開設する医療法人等であること等を要件としていますが、今後の融資の実施状況を踏まえ、地域においてAからCまでのいずれかの要件と同等と考えられる機能を担っている病院である旨を都道府県が認定した病院についても、医療機能要件を満たすものとして取り扱うことについて、厚生労働省において検討しています。なお、具体的な時期等については、今後の融資の実施状況を踏まえて決定することとしているため、現時点では未定です。

【財務要件】

Q6 「債務超過（見込みを含む）」の判断基準を教えてください。

A6 原則、決算書において表面債務超過であることが要件となります。

ただし、今期（9ヶ月程度の残高試算表を用いて確認）の赤字等により債務超過となる場合は、お客様・メインバンク等と・当機構で要件を満たすことについて協議のうえご利用について判断させていただきます。

Q7 必ず二期連続赤字であることが必要となりますか。

A7 二期連続赤字には今期（9ヶ月程度の残高試算表を用いて確認）の赤字見込みを含みます。

なお、本資金は地域医療に欠かせない病院の経営改善を目的としているため、医療機能要件を満たす病院が赤字であることが必要となります。

Q8 地域医療に欠かせない病院以外の病院や介護施設等の経営改善が必要な場合は対象となりますか。

A8 融資対象要件を満たす病院の業務改善を要し、かつ、当該病院の経営状況の悪化が法人の財務状況の棄損の要因となっていることが必要となります。

Q9 メインバンク等からの新規融資が見込める状況で本資金を利用することはできますか。

A9 本資金は、原則として、債務超過を改善しないと民間金融機関の新規融資が難しい場合に、財務状況を改善したうえで、新たな融資を受けられるようにするための融資制度となります。

融資相談があった際にはメインバンク等に対して新規融資ができない理由を確認させていただきます。

【法人の要件】

Q10 融資対象要件のうち法人の要件（P. 2のA4参照）にある「二次救急以上の救急医療を提供する病院」はどのような機能を有する病院を指していますか。

A10 都道府県が、医療法第30条の4第2項に基づき医療計画に定める事項のうち、次表に該当する病院を指します。

また、融資相談に際して、お客様が運営する病院が次の事項に該当する病院であることを、前もって、都道府県担当者にご確認ください。

【脳卒中】 救急医療の機能 〈急性期〉
【心筋梗塞等の心血管疾患】 救急医療の機能 〈急性期〉
【精神疾患】 精神科救急患者（身体疾患を合併した患者を含む）、身体疾患を合併した患者や専門医療が必要な患者等の状態に応じて、速やかに救急医療や専門医療等を提供できる機能 〈専門医療〉
【救急医療】 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能 〈救命救急〉
【救急医療】 入院を要する救急医療を担う医療機関（第二次救急医療）の機能 〈入院救急医療〉
【小児医療】 小児の救急医療を担う機能 〈小児救命救急医療〉

※都道府県知事の証明書（当機構指定様式）は融資相談後に配布いたしますので、借入申込時にご提出ください。

【経営改善計画書策定の要件】

Q11 メインバンク等の支援を受けて経営改善計画書を策定するとはどのようなことを想定していますか。

A11 お客様が経営改善計画書を策定し、メインバンク等が内容に関して合意する流れが一般的であると考えます。

また、お客様が自ら策定されるものだけでなく、メインバンク等に加え、中小企業診断士や税理士などの認定支援機関やコンサル等主導で策定したものも可としますが、経営改善計画書の内容については、お客様・メインバンク等・当機構が合意したものが必要となります。

Q12 経営改善計画書の内容はどの程度のものが必要となりますか。

A12 経営改善が必要な病院等の収益、費用の改善内容について、償還期限までの年度ごとの詳細な計画が策定されていることが必要となります。

また、策定対象は医療機能要件に該当する病院の経営改善計画だけでなく、改善が必要な施設、法人全体の損益計算書、貸借対照表や収支改善を見込むすべての拠点の改善計画や金融機関への返済予定及び本資金の返済予定も含めたキャッシュフローなどもお示しいたします。

Q13 当面、税引後当期純利益のマイナスが続く見込みですが、いつまでにプラスとするなどの基準はありますか。

A13 経営改善の内容にもよりますが、遅くとも計画4年目には税引後当期純利益をプラスとする見込みとしていただく必要があると考えております。

Q14 複数の金融機関と取引がありますが、経営改善計画書の合意を受ける民間金融機関はメインバンクのみで良いですか。

A14 経営改善計画において支援を予定しているすべての金融機関からの経営改善計画への合意が必要となります。

Q15 現在の取引先が機構のみの場合はどのような取り扱いとなりますか。

A15 本資金はメインバンク等からの支援を前提とした融資制度となるため、経営改善計画書に沿ってお客様を支援する民間金融機関が必要となります。

Q16 本資金により債務超過が解消した場合の、メインバンク等の新規融資に係る確認は口頭でよいですか。

A16 新規融資などのメインバンク等の支援を踏まえた経営改善計画書をご作成いただき、その計画書への合意書をご提出いただくことで資金計画を含む経営改善計画書への合意があったものとみなします。また、メインバンク等への側面調査（面談等）により支援の方向性を確認させていただきます。

【支援継続に係る要件】

Q17 メインバンク等の支援の継続とはどのようなことを想定していますか。

A17 基本的には新規融資による支援を想定しております。

Q18 メインバンク等の新規融資を含めた支援額はどの程度必要ですか。

A18 法人が経営改善計画を履行した後に必要となる資金需要への追加融資などを想定しております。支援額の妥当性については経営改善計画書により確認させていただきます。

【経営指導等の受諾に係る要件】

Q19 経営改善計画の進捗状況の報告、確認はどのような形で実施しますか。

A19 年1回の当機構への事業報告による決算書等の提出に加え、原則半期に1回、経営改善計画の進捗およびメインバンク等による経営支援状況等をご報告いただきます。

Q20 経営改善計画の進捗が2年以上計画値を下回った場合は、どのような対応が必要となりますか。

A20 計画上想定のない2期連続赤字の場合などは、当初の経営改善計画上未達となっている項目などに関してその理由と改善すべき内容を記載した文書の提出を受けただうえで、電話、現地

調査などによる聞き取り調査を実施する場合がございます。

また、改善が進まず、3期連続赤字となった場合には、改めて経営改善計画の再策定を求めたうえで、必要に応じて、当機構の経営指導を受けていただく場合がございます。

【資金使途】

Q21 本資金の対象となる資金（資金使途）を教えてください。

A21 本資金は経営改善計画に必要となる運転資金、赤字補填資金、設備資金にご利用いただけます。なお、建築資金及び土地取得資金については本資金の対象外となります。

Q22 A21 記載の「赤字補填資金」はどのような資金となりますか。

A22 例えば、看護師等の人員不足による低調な稼働状況の改善に必要な人員を確保するための一時的な採用活動費用や、必要人員数が満たされるまでの人件費等により、改善までに一定程度発生する経常利益のマイナス分やコンサルティング費用など経営改善に必要な資金、キャッシュフローのマイナス分を補填するための資金などが挙げられます。

Q23 A21 記載の「設備資金」はどのような資金となりますか。

A23 例えば、小規模な設備資金、使用中の医療機器が破損している場合などの修理費用や稼働改善のために必要な内部の修繕費用などが挙げられます。

3. 本資金の融資条件について

【融資限度額】

Q24 融資額に上限はありますか。

A24 1 法人あたり、次の①及び②のうちいずれか低い額が融資限度額となります。

① $(\text{債務超過額} \times \text{融資率} 100\%) + (\text{債務超過額を越える額} \times \text{融資率} 50\%)$

② 12億円

Q25 12億円の枠の範囲内であれば複数回の申し込みは可能ですか。

A25 本資金は債務超過を解消し、民間金融機関からの融資が継続されるような財務状況に改善させることを目的としているため、経営改善計画策定後の収支改善に必要な資金等についてはメインバンク等の支援を前提にしております。

Q26 法人内に地域医療に欠かせない病院が複数ある場合の貸付限度額の考え方はどうなりますか。

A26 本資金は法人に対しての融資となりますので、融資限度額は1法人あたりとなり、地域医療に欠かせない病院が複数ある場合でも限度額は12億円となります。

Q27 A24 記載の「債務超過額を越える額」とはどのようなものですか。

A27 A21 記載の経営改善計画に必要な運転資金、赤字補填資金、設備資金の額となりま

す。

Q28 「債務超過額を超える額」については融資率50%とのことですが、残りの50%についてはどのように調達するのでしょうか。

A28 メインバンク等からの借入れなどにより調達していただくこととなります。

Q29 「債務超過額を超える額」について、決算等の実績額が、当初の経営改善計画書に計上した額を下回った場合、その差額を返済する必要がありますか。

A29 赤字補填資金としてお借入れした額についてはご返済いただく必要はございません。

設備資金としてお借入れした額については、経営改善計画書に計上した額を下回った場合又は使用しなかった場合は、実績額との差額をご返済していただく場合がございます。

【償還期間】

Q30 償還期間、据置期間は何年になりますか。

A30 償還期間は、5年1月、10年、15年のいずれかの年数をお選びいただきます。

なお、本資金は期限一括償還となるため据置期間はございません。

【利率】

Q31 適用利率はどのように決まりますか。

A31 当機構との金銭消費貸借契約締結後3年間は0.2%、4年目以降は確定決算の税引後当期純利益に応じて決定（※）される業績連動型利率となります。

※税引後当期純利益が0円以上の場合は基準利率、0円未満の場合は0.2%

※4年目以降の税引後当期純利益が0円以上の場合に適用される基準利率については契約時に確定します。

【担保・保証人】

Q32 担保や保証人は必要ですか。

A32 本資金は無担保・無保証を前提とした融資制度となります。

4. 本資金の取り扱いについて

Q33 本資金での既往借入金の繰上償還はできますか。

A33 本資金では、当機構を含めた既往借入金の繰上償還はできません。

なお、既往借入金の繰上返済や借換資金、建築資金等への流用、他法人への流用又は転貸等定められた使途以外に使用したことが確認された場合、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

Q34 償還期限前に繰り上げて返済することはできますか。

A34 本資金は他の債務への返済に劣後する資金となるため、原則、契約から5年間はお客様の

2026/3/27

都合により返済期限前に返済予定を繰り上げて借入金の一部または全部を返済することはできません。